

町田市町田ターミナルプラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市町田ターミナルプラザ条例の一部を改正する条例

第1条 町田市町田ターミナルプラザ条例（平成27年6月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前6時から午後11時30分」を「午前5時から翌日の午前1時」に改める。

第4条第1項第2号中「第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業又は同条第2号の特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「観光バス等」という。）」を「第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（同法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市民広場 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア A区画 1時間につき1,100円

イ B区画 1時間につき3,875円

第6条第1項第2号中「観光バス等」を「自動車」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第2条 町田市町田ターミナルプラザ条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア中「1,100円」を「1,150円」に改め、同号イ中「3,875円」を「4,050円」に改め、同項第2号中「1,500円」を「1,570円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の町田市町田ターミナルプラザ条例第6条第1項第1

号の規定は、平成31年4月1日以後に申請された市民広場の使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された市民広場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 平成31年4月1日前に第1条の規定による改正前の町田市町田ターミナルプラザ条例第7条第1項の規定により発行された回数利用券は、同日以後においても、なお使用することができる。

4 第2条の規定による改正後の町田市町田ターミナルプラザ条例第6条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

町田市町田ターミナルプラザ条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>(開場日及び開場時間)</p> <p>第3条 ターミナルの開場日及び開場時間は、毎日午前5時から翌日の午前1時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第4条 施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途に使用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) バスターミナル 道路運送法（昭和26年法律第183号）<u>第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（同法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）</u>の用に供する自動車を発着させる場所として、その一部を専用すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 市民広場 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア A区画 1時間につき1,100円</p> <p>イ B区画 1時間につき3,875円</p> <p>(2) バスターミナル <u>自動車</u>1台につき1回の使用ごとに1,500円</p> <p>2・3 略</p>	<p>(開場日及び開場時間)</p> <p>第3条 ターミナルの開場日及び開場時間は、毎日午前6時から午後11時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第4条 施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める用途に使用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) バスターミナル 道路運送法（昭和26年法律第183号）<u>第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業又は同条第2号の特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「観光バス等」という。）</u>を発着させる場所として、その一部を専用すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 市民広場 <u>使用する床面積1平方メートルにつき1時間ごとに25円</u></p> <p>(2) バスターミナル <u>観光バス等</u>1台につき1回の使用ごとに1,500円</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(回数利用券)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、バスターミナルの利用者の利便を図るため、回数利用券を発行することができる。</u></p> <p><u>2 回数利用券は、11券片に対し10券片分</u></p>

町田市町田ターミナルプラザ条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p><u>に相当する額とする。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p>

町田市町田ターミナルプラザ条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 市民広場 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア A区画 1時間につき<u>1,150円</u></p> <p>イ B区画 1時間につき<u>4,050円</u></p> <p>(2) バスターミナル 自動車1台につき1回の使用ごとに<u>1,570円</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第2項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 市民広場 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア A区画 1時間につき<u>1,100円</u></p> <p>イ B区画 1時間につき<u>3,875円</u></p> <p>(2) バスターミナル 自動車1台につき1回の使用ごとに<u>1,500円</u></p> <p>2・3 略</p>